

令和6年11月14日開催

地域活性化・生活環境向上特別委員会

委員 長 報 告

令和6年12月定例会

委員 長 柳 田 つとむ

去る11月14日に開催されました当委員会の審査概要について、順次ご報告申し上げます。

初めに、報告事項の1「川口市パートナーシップ届出制度の実施について」報告を求めましたところ、次のような説明を徴しました。

本制度は、性的指向又は性自認に係る性的マイノリティの自由な意思が尊重され、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指すために実施するものであるとのこと。また、実施における必要な事項を定めるため「川口市パートナーシップ届出制度に関する要綱」を制定するとのこと。

制度の概要については、双方又は一方が性的指向又は性自認に係る性的マイノリティであり、相互の協力により互いを人生のパートナーとし、継続的な共同生活を行い、又は行うことを約束している2人が市長に届け出るものとし、民法第4条に規定する成年に達していること、双方が市内に住所を有している又は3か月以内に市内への転入を予定していること、養子縁組によって近親者になった者を除き近親者でないこと、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み配偶者がいないこと、届出をしようとする相手以外にパートナーシップ、その他類似の関係にある者がいないことの全ての要件に該当する者を対象とするとのこと。

また、手続きについては、双方が署名したパートナーシップ届出書に住民票の写しや婚姻をしていないことが確認できる戸籍謄抄本などの書類を添付のうえ提出し、要件を満たしている場合、市は「川口市パートナーシップ届出受理証明書」及び「川口市パートナーシップ届出受理証明カード」を交付することとし、令和7年1月1日の開始を予定しているとのことでありました。

以上のような説明に対して、婚姻制度との差異について問われ、これに対して、婚姻制度は、法律に基づき権利義務が発生するもので、相続に伴う財産上の権利や扶養義務などを法的根拠により適用する一方、パートナーシップ制度は、市が独自に実施する制度であり、法律に基づく権利義務が発生するものではなく、法律婚とは異なるとのことでありました。

このほか、制度利用者にとっての利点について等、質疑応答の後、本報告を終了いたしました。

最後に、報告事項の2「第2次川口市DV対策基本計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画の策定について」報告を求めましたところ、次のような説明を徴しました。

本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の規定に基づく「川口市DV対策基本計画」が令和6年度で終了すること、また、令和6年4月1日から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行さ

れ、市町村においても計画を策定するよう規定されたことに伴い策定するものであるとのこと。なお、両計画は、相談体制や被害者の安全確保、自立支援など、政策的に関連が深いため一本化し、配偶者等からの暴力の防止、被害者の保護及び自立支援のための施策や困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進するものであるとのこと。

計画の内容及び期間については、「暴力を許さない社会づくりの推進」、「DV被害者及び困難な問題を抱える女性の発見と相談体制の強化」、「DV被害者及び困難な問題を抱える女性の安全確保と自立」、「関係機関と連携協力」の4つの基本目標で体系化し、令和10年度から、第3次川口市男女共同参画計画に統合予定のため、令和7年度から令和9年度までの3年間を計画期間とするとのこと。

策定のスケジュールについては、令和6年8月21日に市長より本計画の策定についての諮問を受け、男女共同参画推進委員会で審議、12月中旬にパブリックコメントを実施し、推進委員会での審議を踏まえて令和7年3月下旬に市長に答申する予定とのことでありました。

以上のような説明に対して、DV対策庁内連絡会議の開催状況及び成果について問われ、これに対して、年に1回開催し、法律や制度の改正に伴う周知、理解に努めるとともに、担当ごとに抱える事例や対応についての情報共有を図り、適切な支援に繋がっているとのことでありました。

このほか、新たに設置する支援調整会議の構成及び設置時期について等、質疑応答の後、本報告を終了し、委員会審査を終了した次第であります。

以上で報告を終わります。